

公 文 書 公 開 請 求 書

年 月 日

松前町長

殿

氏 名（団体にあつては、名称及び代表者氏名）

請求者

住 所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）

郵便番号

電話番号（ ） -

松前町情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

請求する公文書の 件名又は内容			
請 求 の 理 由			
請求者の区分 （町外に住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）を有する場合に記入してください。） 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 { 事務所又は事業所の名称及び所在地 } 町内の事務所又は事業所に勤務する者 { 勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地 } 町内の学校に在学する者 { 在学する学校の名称及び所在地 } 実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体 { 利害関係の内容 }			
希望する公開の方法	閱 覧 （これに引き続く写しの交付の希望 有 無） 写しの交付 （ 窓口での交付 郵送による交付） 視 聴		
備 考			
処理欄	情報公開窓口受付	年 月 日	受付者印
	主管課（取りまとめる課）	関係課	

記入上の注意

- 1 該当する の中にレ印を付け、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 「請求する公文書の件名又は内容」及び「利害関係の内容」については、できるだけ具体的に記入してください。
- 3 「請求の理由」は、請求された公文書の検索、特定等の参考にするためのものですが、記入については、請求者の任意です。
- 4 印の欄には、記入しないでください。

公文書公開決定通知書(全部公開)

第 号
年 月 日

様

松前町長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、松前町情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定したので通知します。

公文書の件名又は内容	
公開の日時	年 月 日()午前・午後 時 分
公開の場所	
公開の方法	閲覧 視聴 窓口での写しの交付 郵送による写しの交付
主管課	電話番号() (内線)
費用	写しの作成に要する費用 円 写しの送付に要する費用 円
備考	

- (注) 1 指定された公開の日時の変更を希望する場合は、あらかじめ申し出てください。
2 公開を受ける際は、この通知書を持参してください。
3 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から異議申立てがあったときは、当該公文書の全部若しくは一部を公開できなくなる場合又は公開の日時を変更する場合があります。

公文書公開決定通知書(部分公開)

第 号
年 月 日

様

松前町長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、松前町情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

公文書の件名又は内容		
公開の日時	年 月 日()午前・午後 時 分	
公開の場所		
公開の方法	閲覧 視聴	窓口での写しの交付 郵送による写しの交付
公開をしない部分		
公開をしない理由		
主管課	電話番号() (内線)	
費用	写しの作成に要する費用 円 写しの送付に要する費用 円	
備考		
<p>この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます(なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p>		

- (注) 1 指定された公開の日時の変更を希望する場合は、あらかじめ申し出てください。
2 公開を受ける際は、この通知書を持参してください。
3 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から異議申立てがあったときは、当該公文書の全部若しくは一部を公開できなくなる場合又は公開の日時を変更する場合があります。

公文書非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

松前町長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、松前町情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

公文書の件名又は内容	
公開をしない理由	
主 管 課	電話番号() (内線)
備 考	
<p>この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます(なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内、町を被告として訴訟において町を代表する者は町長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p>	

公文書公開決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

松前町長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、松前町情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長したので通知します。

公文書の件名又は内容	
延長前の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
主管課	電話番号() (内線)
備考	
この決定に不服のある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、松前町長に対して異議申立てをすることができます。	

公文書公開決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

松前町長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、松前町情報公開条例第12条の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長したので通知します。

公文書の件名又は内容	
条例第11条第1項の延長前の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
条例第11条第2項の延長後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
公開請求に係る公文書のうち条例第11条第2項の延長後の期間内に公開決定等をする部分	
残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日
条例第12条を適用する理由	
主 管 課	電話番号() (内線)
備 考	
この決定に不服のある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、松前町長に対して異議申立てをすることができます。	

公文書公開請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

松前町長

印

年 月 日付けで請求のあった事案については、松前町情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

公文書の件名又は内容	
移送を受けた実施機関 (主管課)	電話番号() (内線)
移送をした実施機関 (主管課)	電話番号() (内線)
移送をした年月日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

(注意)

移送された公開請求に係る公文書の公開決定等については、今後、移送を受けた実施機関が行います。

公文書公開に係る通知・意見照会書

第 号
年 月 日

様

松前町長

印

次の公文書の公開について、松前町情報公開条例第14条第2項の規定により意見を求めますので、別添「公文書公開に係る意見書」により回答してください。

公文書の件名又は内容	
公文書に記録されている条例第14条第2項に規定する情報の内容	
回 答 期 限	年 月 日
主 管 課	電話番号() (内線)
備 考	
(注意) 回答期限までに公文書公開に係る意見書の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、情報の公開が行われる場合があります。	

(注) 公文書公開に係る意見書を添付すること。

公文書公開決定をした旨の通知書

第 号
年 月 日

様

松前町長

印

年 月 日付け 第 号で照会し、御意見をいただきました公文書の公開について、次のとおり決定しましたので通知します。

公文書の件名又は内容	
公文書に記録されている 条例第 1 4 条第 1 項 又は第 2 項に規定する 情 報 の 内 容	
公開を実施する年月日	年 月 日
公開を決定した年月日	年 月 日
公開を決定した理由	
主 管 課	電話番号 () (内線)
<p>この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、実施機関に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます(なお、決定を知った日から 60 日以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。</p>	

情報公開審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

松前町長

印

次の異議申立てについては、松前町情報公開審査会に諮問したので通知します。

異議申立て年月日	年 月 日
異議申立ての対象 となった決定	年 月 日 第 号
	(公文書の件名又は内容)
諮問をした年月日	年 月 日
主 管 課	電話番号() (内線)

公文書公開に係る意見書

年 月 日

松前町長

殿

氏名(団体にあつては、名称及び代表者氏名)

住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)

郵便番号

電話番号() -

年 月 日付け 第 号で照会のありました公文書の公開について、
次のとおり回答します。

公文書の件名又は内容	
公文書の公開についての意見 (該当する の中にレ印を付けてください。)	公開に反対しない。 公開に反対する。 公開に反対する部分 理由